



安全データシート (SDS)

1. 化学品及び会社情報

昭和化学株式会社
東京都中央区日本橋本町4-3-8
担当

TEL(03)3270-2701
FAX(03)3270-2720
緊急連絡 同上
改訂日 2024/06/18
SDS整理番号 13435156

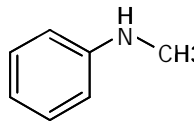
製品等のコード : 1343-5156

製品等の名称 : N-メチルアニリン

推奨用途 : 試薬

参考: その他の用途(当該製品規格に限定されない一般的な用途。規格により用途は相違。)
有機合成、各種染料、ゴム薬、農薬原料、医薬原料 など

使用上の制限 : 推奨用途以外の用途へ使用する場合は化学物質専門家等の判断を仰ぐこと



2. 危険有害性の要約

GHS分類

物理化学的危険性 引火性液体	: 区分4
自然発火性液体	: 区分に該当しない
金属腐食性化学品	: 区分に該当しない
健康に対する有害性 急性毒性(経口)	: 区分4
皮膚腐食性/刺激性	: 区分2
眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性	: 区分2A
特定標的臓器毒性(単回ばく露)	: 区分1(腎臓、血液)、 区分2(神経系)、 区分3(気道刺激性)
特定標的臓器毒性(反復ばく露)	: 区分1(血液)
環境に対する有害性 水生環境有害性 短期(急性)	: 区分2
水生環境有害性 長期(慢性)	: 区分2

注意喚起語 : 危険

危険有害性情報

可燃性液体
飲み込むと有害(経口)
皮膚刺激
強い眼刺激
腎臓、血液の障害
神経系の障害のおそれ
呼吸器への刺激のおそれ
長期又は反復ばく露による血液の障害
水生生物に毒性
長期的影響により水生生物に毒性

注意書き

【安全対策】

熱、高温のもの、火花、裸火及び他の着火源から遠ざけること。禁煙。

ミスト、蒸気などを吸入しないこと。

取扱い後は、よく手を洗うこと。

この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。

屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。

保護手袋、保護衣、保護眼鏡、保護面を着用すること。

環境への放出を避けること。

【応急措置】

飲み込んだ場合：口をすすぐこと。気分が悪い時は医師に連絡すること。

吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。

皮膚に付着した場合：多量の水と石鹸で洗うこと。

眼に入った場合：水で15分以上注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に

外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。

ばく露またはばく露の懸念がある場合：医師に連絡すること。

気分が悪い時は、医師に連絡すること。

皮膚刺激が生じた場合：医師の診察、手当を受けること。

眼の刺激が続く場合：医師の診察、手当を受けること。

汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。

漏出物を回収すること。

【保管】

日光を避け、容器を密閉し換気の良い冷暗所(2～10℃)に施設して保管すること。

【廃棄】

内容物や容器を、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。

(注) 物理化学的危険性、健康に対する有害性、環境に対する有害性に関し、上記以外の項目は、現時点で「区分に該当しない(分類対象外も該当)」又は「分類できない」である。

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別：化学物質

化学名：N-メチルアニリン

(別名) N-メチルアミノベンゼン、N-メチルフェニルアミン、
N-フェニルメチルアミン、N-メチルベンゼンアミン、
メチルフェニルアミン、アニリノメタン

(英名) N-Methylaniline、N-Methylaminobenzene、
N-Methylphenylamine、N-Phenylmethylamine、
N-Methylbenzenamine、Methylphenylamine、
Monomethylaniline、Anilinomethane、
N-methylaniline (EC名称)、
Benzenamine、N-methyl- (TSCA名称)

成分及び含有量：N-メチルアニリン、99.0%以上

化学式及び構造式：C₆H₅NHCH₃、C₇H₉N、構造式は上図参照(1ページ目)。

分子量：107.16

官報公示整理番号 化審法：(3)-106

安衛法：公表化学物質(化審法番号を準用)

CAS No.：100-61-8

EC No.：202-870-9

危険有害成分：N-メチルアニリン

4. 応急処置

吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させる。

気分が悪い時は、医師の手当を受ける。

皮膚に付着した場合：直ちに、汚染された衣類、靴などを脱ぐ。

皮膚を多量の水と石鹸で洗う。

皮膚刺激などが生じた時は医師の手当を受ける。

汚染された衣類を再使用する前に洗濯する。

目に入った場合：直ちに、水で15分以上注意深く洗う。その際、顔を横に向けてからゆっくり水を流す。水道の場合、弱い流れの水で洗う。勢いの強い水で洗浄すると、かえって目に障害を起こすことがあるので注意する。

まぶたを親指と人さし指で掘げ眼を全方向に動かし、眼球、まぶたの隅々まで水がよく行き渡るように洗浄する。

次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外す。

その後も洗浄を続ける。

眼の刺激が持続する場合は、医師の診断、治療を受ける。

飲み込んだ場合：口をすすぎ、うがいをする。

水に活性炭を懸濁した液を飲ませ、指を喉に差し込んで吐かせる。

意識がない時は、何も与えない。もし、嘔吐が自然に生じた時は、気管への吸入が起きないように、頭を尻より下に身体を傾斜させ、肺への還流を防ぐ。嘔吐後、意識が戻れば、水を飲ませる。体の保温に努め、速やかに医師の診察を受ける。
気分が悪い時は、医師の診断、治療を受ける。

予想される急性症状及び遅発性症状：

吸入：顔面、口唇、爪などのチアノーゼ（紫色化）、咳、めまい、息苦しさ、頭痛、咽頭痛。（チアノーゼは血中にメトヘモグロビンが形成されたことによる。）陽気な興奮、激しい頭痛、悪心、倦怠感、吐き気、嘔吐、衰弱、めまい、心臓律動障害、のどの渇き、膀胱刺激、血尿。
皮膚：重篤の場合は、意識混濁、昏睡に陥り、けいれんを起こす。皮膚から吸収される可能性がある。
発赤。
その他の症状は、「吸入」の項を参照。
眼：発赤、痛み
経口摂取：腹痛、紫色（チアノーゼ）の唇や爪、紫色（チアノーゼ）の皮膚、めまい、頭痛、息苦しさ、吐き気

5. 火災時の措置

- 適切な消火剤：本品は可燃性である。
二酸化炭素、粉末消火剤、散水、噴霧水、通常の泡消火剤
大火災の場合、空気を遮断できる泡消火剤が有効である。
- 使ってはならない消火剤：棒状放水（本品があふれ出し、火災を拡大するおそれがある。）
- 特有の危険有害性：可燃性液体であり、燃えるが、容易に発火しない。
加熱により容器が爆発するおそれがある。
火災によって刺激性又は毒性のガスを発生するおそれがある。
79.5 上では、蒸気と空気の爆発性混合気体を生成することがある。
- 特有の消火方法：危険でなければ火災区域から容器を移動する。
移動不可能な場合、容器及び周囲に散水して冷却する。
消火後も、大量の水を用いて十分に容器を冷却する。
- 消火を行う者の保護：消火作業の際は、空気呼吸器を含め完全な防護服（耐熱性）を着用する。

6. 漏出時の措置

- 人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置：
漏洩区域は、関係者以外の立入りを禁止する。
漏洩エリア内に立入る時は、保護具を着用する。
風上から作業し、ミスト、蒸気、ガスなどを吸入しない。
防護衣を着けていないときは破損した容器あるいは漏洩物に触れてはいけない。
密閉された場所に立入る時は、事前に換気する。
- 環境に対する注意事項：河川、下水道、土壌に排出されないように注意する。
- 回収、中和：乾燥土、砂や不燃材料で吸収し、密閉できる空容器に回収する。後で廃棄処理する。
大量の場合、盛土で囲って流出を防止し、安全な場所に導いて密閉できる空容器に回収する。
- 封じ込め及び浄化の方法・機材：危険でなければ漏れを止める。
漏洩エリア内で稼働させる設備・機器類は接地する。
- 二次災害の防止策：事故の拡大防止を図るため、必要に応じて関係機関に通報する。
周辺の発火源を速やかに取除く。
排水溝、下水溝、地下室あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。

7. 取扱い及び保管上の注意

- 取扱い
技術的対策：裸火禁止。
引火点(79.5)以上で使用する場合は、工程の密閉化および防爆型換気装置を使用する。
ミスト、蒸気、ガスの発生を防止する。
指定数量以上の量を取扱う場合、法で定められた基準に満足する製造所、貯蔵所、取扱所で行なう。
指定数量以上の危険物を貯蔵し、取り扱う場合は消防法に基づく許可が必要で、危険物貯蔵所に保管する。
指定数量の1/5以上、1未満（少量危険物）の場合も、少量危険物貯蔵所に保管し、法の規制を受け、最寄の消防署に届出を行う必要がある。
指定数量の1/5未満の危険物の貯蔵・取扱いについては届出の必要はない。
炎、火花または高温体との接触を避ける。

局所排気・全体換気 安全取扱い注意事項	： 静電気対策を行い、作業衣、靴等も導電性の物を用いる。 本製品を取扱う場合、必ず保護具を着用する。 換気装置を設置し、局所排気又は全体換気を行なう。 すべての安全注意を読み理解するまで取扱わない。 屋外又は換気の良い場所でのみ使用する。 周辺での高温物、スパーク、火気の使用を禁止する。 容器を転倒させ、落下させ、衝撃を加え、又は引きずるなどの 取扱いをしてはならない。 この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしない。 取扱い後はよく手を洗う。
接触回避 保管 技術的対策	： 炎、火花または高温体との接触を避ける。
保管条件	： 保管場所は壁、柱、床等を耐火構造とする。 保管場所は屋根を不燃材料で作るとともに、金属板その他の 軽量な不燃材料でふぎ、かつ天井を設けない。 保管場所の床は、危険物が浸透しない構造とするとともに、適切な 傾斜をつけ、かつ、適切なためますを設ける。 保管場所で使用する電気器具は防爆構造とし、器具類は接地する。 光のばく露や高温多湿を避けて保管する。 容器を遮光する。 容器を密閉して換気の良い冷暗所(2~10℃)に保管する。 一定の場所を定めて、施錠して保管する。 貯蔵する所には、「火気厳禁」の表示を行う。 貯蔵する所には、白地に赤枠、赤文字で「医薬用外劇物」の表示を行う。 混触危険物質、食料、飼料から離して保管する。 強酸化剤(硝酸塩、塩素酸塩、過氧化物、過塩素酸塩など) 容器包装材料： ガラスなど
混触危険物質 容器包装材料	： 強酸化剤(硝酸塩、塩素酸塩、過氧化物、過塩素酸塩など) 容器包装材料： ガラスなど

8. ばく露防止及び保護措置

管理濃度	： 未設定
許容濃度(ばく露限界値、生物学的ばく露指標)：	
日本産衛学会	未設定
ACGIH	TLV-TWA 0.5ppm (皮膚吸収あり)
設備対策	： この物質を貯蔵ないし取扱う作業場には洗眼器と安全シャワーを設置する。 取扱場所には局所排気又は全体換気装置を設置する。 引火点以上で取扱う場合は防ばくの電気、換気、照明機器を使用する。
保護具	
呼吸器の保護具	： 呼吸器保護具(有機ガス用防毒マスク)を着用する。
手の保護具	： 保護手袋(ネオプレン製など)を着用する。
眼の保護具	： 保護具を着用する。 保護眼鏡(普通眼鏡型、側板付き普通眼鏡型、ゴーグル型)
皮膚及び身体の保護具	： 長袖作業衣を着用する。 必要に応じて顔面用の保護具、保護長靴を着用する。
衛生対策	： 汚染された作業衣は作業場から出さない。 取扱い後はよく手を洗う。 この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしない。

9. 物理的及び化学的性質

物理状態	
性状	： 油状液体
色	： 無色～淡黄色
臭い	： 刺激臭
pH	： データなし
融点	： -57
凝固点	： データなし
沸点	： 194～196
引火点	： 79.5 (密閉式)
可燃性	： 引火性
爆発範囲	： 下限 1.2vol%、 上限 7.4vol%
蒸気圧	： 39.9 Pa (20℃)、 133 Pa(36℃)
相対ガス密度(空気=1)	： 3.7
20℃での蒸気/空気混合 気体の相対密度(空気=1)	： 1.0
密度又は相対密度	： データなし
比重	： 0.99 (20/4℃)
溶解度	： 水にほとんど溶けない(混和し難い)。 エタノール、アセトンに溶けやすい(混和しやすい)。

オクタノール/水分配係数 : log Pow = 1.7
 発火点 : > 600
 分解温度 : データなし
 粘度 : データなし
 動粘度 : データなし
 粒子特性 : データなし

GHS分類

引火性液体 : ICSC(2002)による引火点は79.5 (密閉式) であることから、区分4とした。
 可燃性液体(区分4)
 自然発火性液体 : 発火点は600 超であり、常温の空気と接触しても自然発火しないことから、区分に該当しないとした。
 金属腐食性化学品 : データはないが、国連危険物輸送勧告がクラス6.1 (国連番号2294) であることから、区分に該当しないとした。

10. 安定性及び反応性

安定性(反応性・化学的安定性)

: 通常の実験条件下において安定である。
 空気または光のばく露により徐々に分解し、赤褐色に着色する。
 熱により、徐々に分解する。

危険有害反応可能性 : 強酸化剤と混触すると、激しく反応し発火や爆発を生じることがある。
 加熱や燃焼により分解し、有毒なフェーム(アニリン、窒素酸化物など)を生じる。

強酸と混触すると激しく反応することがある。
 銅、銅化合物、アクリル樹脂などを侵すことがある。

避けるべき条件 : 日光、光、高温、裸火、スパーク、静電気
 混触危険物質 : 強酸化剤(硝酸塩、塩素酸塩、過氧化物、過塩素酸塩など)、
 強酸

危険有害な分解生成物 : 窒素酸化物、アニリン、一酸化炭素、二酸化炭素

11. 有害性情報

急性毒性 : 経口 ラット LD50 = 716mg/kg (CERILハザードデータ集2001-2 (2002))
 飲み込むと有害(経口)(区分4)

経皮 分類できない。
 吸入(蒸気) 分類できない。
 吸入(ミスト) 分類できない。
 皮膚腐食性/刺激性 : ヒトへの疫学事例に「皮膚刺激性を有す」(CERILハザードデータ集2001-2 (2002))とあることから、安全性の観点から区分2とした。
 皮膚刺激(区分2)

眼に対する重篤な損傷・
 ヒトへの疫学事例「蒸気やミストは眼、粘膜、上気道に対しても刺激性を示すとされる。」(CERILハザードデータ集 2001-2 (2002)) や、
 ICSC (1994) の「発赤、痛み」(ICSC (J)(1994)) という記述から、眼に刺激を与えるものと考えられることから、区分2Aとした。
 強い眼刺激(区分2A)

呼吸器感受性 : 分類できない。
 皮膚感受性 : 分類できない。
 生殖細胞変異原性 : 分類できない。
 in vivo変異原性/遺伝毒性試験データがない。

発がん性 : 分類できない。
 知見データがなく、産衛学会やIARC、ACGIH、NTP、EPA、OSHAの国際評価機関の報告がないため、分類できない。

生殖毒性
 特定標的臓器毒性
 (単回ばく露)

: ヒトについては、「蒸気やミストは眼、粘膜、上気道に対しても刺激性を示す」(CERILハザードデータ集 2001-2 (2002))等の記述、実験動物については、「自発運動低下、流涎、腹臥位、側臥位、全身性筋攣縮及び体温低下、チアノーゼ、褐色尿」(厚労省報告(1996))、「アルブミン尿症、チアノーゼ」(CERILハザードデータ集 2001-2 (2002))等の記述があることから、気道刺激性をもち、神経系、血液系、腎臓が標的臓器であると考えられた。なお、実験動物に対する影響は、血液系、腎臓への影響が区分1、神経系への影響が区分2に相当するガイダンス値の範囲でみられた。以上より、分類は区分1(血液、腎臓)、区分2(神経系)、区分3(気道刺激性)とした。
 腎臓、血液の障害(区分1)
 神経系の障害のおそれ(区分2)
 呼吸器への刺激のおそれ(区分3)

特定標的臓器毒性

- (反復ばく露) : 実験動物については、「チアノーゼ、ヘマトクリット値、ヘモグロビン量及び赤血球数が低値、網赤血球率が高値を示し、」(厚労省報告(1996))等の記述があることから、血液系が標的臓器と考えられた。なお、実験動物に対する影響は、区分1に相当するガイダンス値の範囲でみられた。以上より、分類は区分1(血液系)とした。
長期又は反復ばく露による血液の障害(区分1)
- 誤えん有害性 : 分類できない。

12. 環境影響情報

生態毒性

- 水生環境有害性 短期(急性) : 甲殻類(オオミジンコ)による48時間EC50 = 5.58 mg/L (環境庁生態影響試験, 1996、環境省リスク評価第12巻, 2014)であることから、区分2とした。
水生生物に毒性(区分2)
- 水生環境有害性 長期(慢性) : 慢性毒性データを用いた場合、急速分解性がなく(BODによる分解度: 1.4%(既存点検, 1977)、甲殻類(オオミジンコ)の21日間NOEC = 0.29 mg/L (環境庁生態影響試験, 1996、環境省リスク評価第12巻, 2014)であることから区分2とした。
長期的影響により水生生物に毒性(区分2)

- 残留性・分解性 : 難分解性。BOD分解度 = 1.4%
- 生物蓄積性 : 低濃縮性。Log Pow = 1.7
- 土壤中の移動性 : データなし
- オゾン層への有害性 : 本品はモントリオール議定書の附属書にリストアップされていないため、分類できないとした。

13. 廃棄上の注意

- 残余廃棄物 : 関連法規ならびに地方自治体の基準に従って廃棄する。
都道府県知事などの許可(収集運搬業許可、処分業許可)を受けた産業廃棄物処理業者に、産業廃棄物管理票(マニフェスト)を交付して廃棄物処理を委託する。
廃棄物の処理にあたっては、処理業者等に危険性、有害性を充分告知の上処理を委託する。
本製品を含む廃液及び洗浄排水を直接河川等に排出したり、そのまま埋め立てたり投棄することは避ける。
(参考) 燃焼法
可燃性の溶剤等と共に噴霧するか、又はケイソウ土、木粉(おが屑)等に吸収させて、アフターバーナ及びスクラパ付き焼却炉の火室で焼却する。
- 汚染容器及び包装 : 内容物により汚染された容器及び包装材は、関連法規の基準に従って適切に処分する。
空容器を廃棄する場合は、内容物を除去した後、産業廃棄物処理業者に処理を委託する。

14. 輸送上の注意

国際規制

- 国連番号 [UN No.] : 2294
- 品名 [Proper Shipping Name] : N-メチルアニリン [N-METHYLANILINE]
- 国連分類 [UN Hazardous Class] : クラス 6.1 [CLASS 6.1] 副次危険 - [毒物 [Toxic Substances]]
- 容器等級 [UN Packing Group] : III

海上規制情報 : IMO の規定、IMDG に従う。

- 海洋汚染物質(海洋汚染面からの危険物) : 該当 Yes
MARPOL73/78付属書II及びIBCコードによるばら積み輸送の有害液体物質の汚染分類 : Y(N-メチルアニリン)
- 少量危険物許容量 : 5L

航空規制情報 : ICAO/IATA の規定に従う。

陸上規制情報 : ADR/RID の規定に従う。

国内規制 :

陸上規制情報 : 消防法、毒劇法、道路法の規定に従う。

消防法 [第4類]

- (1) 消防法 [第4類 第三石油類、非水溶性液体、危険等級]

容器 : 危険物の規制に関する規則 別表第3の2 参照

(注) 容器は危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示第68条の5に定める容器試験基準に適合していることを確認する。

容器表示 : 1. 第三石油類、危険等級、化学名

- 2. 数量
- 3. 火気厳禁
- 積載方法：運搬時の積み重ね高さは、4m以下
- 混積禁止：第1類及び第6類の危険物
高圧ガス
- (2) 毒物劇物取締法〔劇物、包装等級〕
- 容器：毒物及び劇物の運搬容器に関する基準 - その3 参照
- (注) 容器は毒物及び劇物の運搬容器に関する基準 - その3に定める
容器試験基準に適合していることを確認する。
- 容器表示：一 医薬用外（赤地に白文字）
二 劇物（白地に赤文字）
三 （劇物の名称）（劇物の成分及び含有量）
四 （製造者の名称及び住所）
- 積載方法：運搬時の積み重ね高さは、3m以下
- 容器の基準は、消防法で厳しく制限されており、毒劇法の許可
容器であっても、消防法の許可対象であるかの確認が必要である。
- 海上規制情報：船舶安全法、危規則等の規定に従う。
- 航空規制情報：航空法の規定に従う。
- 特別の安全対策：
 - ・ 収納容器に漏れがないことを確かめ、転倒、落下、損傷のないように積載し、荷崩れ防止を確実にし、収納容器が著しく摩擦または動揺を起こさないように運搬する。その他一般的な注意事項は、7. 取扱いおよび保管上の注意の項による。
 - ・ 食品や飼料と一緒に輸送してはならない。重量物を上積みしない。
 - ・ 運搬中に収納容器から著しく漏れる等の災害が発生する恐れがある場合、災害防止の応急処置を講ずると共に、最寄りの消防機関その他の関係機関に通報する。
 - ・ 車輛等による運搬の際には、荷送人は運送人にイエローカードを携帯させる。
 - ・ ローリー、運搬船には所定の標識板、消火設備、災害防止用応急資材を備える。

緊急時応急処置指針番号：153

15. 適用法令

- 労働安全衛生法：名称等を表示すべき危険物及び有害物
（政令番号 第565号「N-メチルアニリン」、対象重量%は 1）
名称等を通知すべき危険物及び有害物
（政令番号 第565号「N-メチルアニリン」、対象重量%は 1）
（令別表第9）
（注）令和7年4月1日以降、政令番号：規則別表第2の2023に変更
皮膚等障害化学物質等及び特別規則に基づく不浸透性の保護具等の
使用義務物質「皮膚吸収性有害物質」
「N-メチルアニリン、対象重量%は 1」
（安衛則第594条の2）
- 化審法：旧第二種監視化学物質 No. 399（官報公示日：2000/09/22）
旧第三種監視化学物質 No. 127（官報公示日：2009/08/31）
- 化学物質排出把握管理促進法（PRTR法）
：非該当（R5年4月1日から）
- 毒物及び劇物取締法：劇物「N-アルキルアニリン及びその塩類」
（政令第2条第1項第5号）、包装等級
- 消防法：危険物第四類引火性液体 第三石油類 非水溶性液体
指定数量2000L 危険等級
- 船舶安全法：毒物類・毒物
- 航空法：毒物類・毒物
- 大気汚染防止法：有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質（中環審第9次答申の230）
「N-メチルアニリン」
- 海洋汚染防止法：有害液体物質、Y類物質「N-メチルアニリン」
- 輸出貿易管理令：キャッチオール規制（別表第1の16項）
HSコード：2921.42
第29類 有機化学品
・ 輸出統計番号（2024年1月版）：2921.42-000
「アミン官能化合物
- 芳香族モノアミン及びその誘導体並びにこれらの塩：
アニリン誘導体及びその塩」
・ 輸入統計番号（2024年4月1日版）：2921.42-000
「アミン官能化合物
- 芳香族モノアミン及びその誘導体並びにこれらの塩：
アニリン誘導体及びその塩」

16. その他の情報

(注) 本品を試験研究用以外には使用しないで下さい。

取扱注意事項：

本製品の取扱いは毒物劇物取締法の規定に従い、購入、保管、使用及び廃棄には細心の注意を払うこと。毒物劇物取扱等の責任者は、必要に応じ取扱う者に対し労働安全衛生、漏洩防止、緊急時の対応、環境影響、使用記録、保管庫施設、紛失盗難防止などについて教育、訓練を実施し、事故の予防に努めること。

参考文献：

化学物質管理促進法PRTR・MSDS対象物質全データ	化学工業日報社
労働安全衛生法MSDS対象物質全データ	化学工業日報社(2007)
化学物質の危険・有害便覧	中央労働災害防止協会編
化学大辞典	共同出版
安衛法化学物質	化学工業日報社
産業中毒便覧(増補版)	医歯薬出版
化学物質安全性データブック	オーム社
公害と毒・危険物(総論編、無機編、有機編)	三共出版
化学物質の危険・有害性便覧	労働省安全衛生部監修
Registry of Toxic Effects of Chemical Substances	NIOSH CD-ROM
GHS分類結果データベース	nite(独立行政法人 製品評価技術基盤機構) HP
GHSモデルMSDS情報	中央労働災害防止協会 安全衛生情報センター HP

このデータは作成の時点における知見によるものですが、必ずしも十分ではありませんし、何ら保証をなすものではありませんので、取扱いには十分注意して下さい。なお、この安全データシート(SDS)はJIS Z 7253:2019に準じ作成しています。